

恩赦上申事務規程

昭和 5 8 年 1 2 月 2 3 日
法務省保恩訓第 2 4 5 号大臣訓令

改正 昭和 6 2 年 1 2 月 2 5 日法務省保恩訓第 2 2 7 号
平成 7 年 2 月 2 4 日法務省保恩訓第 4 5 号
平成 1 3 年 3 月 2 7 日法務省保総訓第 1 9 4 号
平成 1 8 年 5 月 2 3 日法務省保総訓第 4 6 5 号
平成 2 0 年 5 月 2 3 日法務省保総訓第 3 9 4 号
平成 2 4 年 9 月 2 8 日法務省保総訓第 1 7 号

第 1 章 総則

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、恩赦上申に関する事務の取扱いを規定し、もって事務の適正、かつ、迅速な運用を図ることを目的とする。

(処理の公正)

第 2 条 恩赦上申に関する事務を取り扱う者は、恩赦法の趣旨をよく理解し、常に公正な態度をもって、その事務を処理しなければならない。

(関係機関の協力)

第 3 条 検察官、刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）の長及び保護観察所の長は、恩赦上申に関する事務が円滑に行われるように、相互に協力しなければならない。

第 2 章 恩赦上申

(恩赦上申書)

第 4 条 職権による恩赦の上申は、恩赦上申書（甲）（様式第 1 号）により行う。

2 出願による恩赦の上申は、恩赦上申書（乙）（様式第 2 号）により行う。

3 恩赦上申書は、これを正副 2 通作成し、法務省保護局に送付する。

(添付書類)

第 5 条 恩赦上申書の正本には、恩赦法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 7 8 号。以下「規則」という。）第 2 条又は第 4 条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付する。

(1) 前科調書

(2) 戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記事項証明書）

2 恩赦上申書の副本には、規則第 2 条又は第 4 条に規定する書類（ただし、願書についてはその写し）のほか、前項第 2 号の書類を添付する。

3 恩赦上申書の正本には、必要と認めるときは、情状に関する参考資料を添付する。

(裁判書の謄本又は抄本)

第 6 条 規則第 2 条第 1 項第 1 号又は第 4 条第 1 項第 1 号の規定により恩赦上申書

(正本のほか副本を含む。以下同じ。)に添付する判決の謄本又は抄本は、確定に係る有罪裁判の裁判書の謄本又は抄本とする。ただし、必要と認めるときは、当該有罪とされた事実についてなされたその他の裁判の裁判書の謄本又は抄本をも添付する。

(裁判に関する調査書)

第7条 規則第2条第3項又は第4条第3項の規定により、判決原本が滅失又は破損した場合に裁判書の謄本又は抄本に代わるものとして検察官が作成する書面は、裁判に関する調査書(様式第3号)による。

(刑期計算書及び刑執行証明書)

第8条 規則第2条第1項第2号又は第4条第1項第2号の規定により恩赦上申書に添付する書類は、上申に係る刑が、禁錮以上の刑又は拘留であるときは刑期計算書(様式第4号)に、罰金又は科料であるときは刑執行証明書(様式第5号)による。

(刑執行調査書)

第9条 刑の執行に関する帳簿書類等が滅失したときは、検察官の調査に基づいて作成した刑執行調査書(様式第6号)をもって、前条の書類に代える。

(調査書)

第10条 規則第2条第1項第3号又は第4条第1項第3号の規定により恩赦上申書に添付する調査書類は、調査書(様式第7号)による。

(戸籍の謄本又は抄本)

第11条 第5条又は規則第9条第1項の規定により添付する戸籍の謄本又は抄本は、本人が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。)その他の当該外国人の氏名、出生の年月日及び国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号ロに規定する地域をいう。)を証明する書類とする。

(恩赦の願書)

第12条 規則第9条第1項の規定による恩赦の願書は、できる限り恩赦願書(様式第8号)によらせる。

2 恩赦の出願に当たっては、情状に関する参考資料を提出させることができる。

(上申書類の編てつ順序)

第13条 上申書類の編てつ順序は、次のとおりとする。

- (1) 恩赦上申書
- (2) 裁判書の謄本又は抄本
- (3) 刑期計算書又は刑執行証明書
- (4) 前科調書
- (5) 調査書
- (6) 恩赦の願書
- (7) 戸籍の謄本又は抄本
- (8) 情状に関する参考資料

(上申後の事情変更の通知)

第13条の2 恩赦上申後において、恩赦上申書及び添付書類の記載事項に変更があ

ったときは、上申をした者は、速やかに、恩赦上申後の事情の変更について（様式第9号）により、その旨を中央更生保護審査会に通知する。

2 前項の通知は、これを2通作成し、法務省保護局に送付する。

（刑事施設の長に対する通知）

第14条 規則第11条第3項の規定により保護観察所の長が仮釈放中の者に恩赦状を交付したときに刑事施設の長に対して行う通知は、恩赦状交付通知書（甲）（様式第10号）による。

（裁判所又は地方更生保護委員会に対する通知）

第15条 保護観察所の長は、刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者に恩赦状を交付したときは、その有罪の確定裁判を言い渡した裁判所に対し恩赦状交付通知書（乙）（様式第11号）により、仮釈放中の者、刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者であつて保護観察を仮に解除されているもの又は婦人補導院からの仮退院中の者に恩赦状を交付したときは、仮釈放を許す旨の決定、保護観察を仮に解除する旨の決定又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に対し恩赦状交付通知書（丙）（様式第12号）により、それぞれその旨を通知する。

（恩赦状交付報告）

第16条 規則第12条の規定により法務大臣に対して行う恩赦状交付の報告は、恩赦状交付報告書（様式第13号）による。

第3章 恩赦出願期間短縮上申

（恩赦出願期間短縮上申書）

第17条 恩赦出願期間短縮の上申は、恩赦出願期間短縮上申書（様式第14号）により行う。

2 前項の上申書は、法務省保護局に送付する。

（恩赦出願期間短縮の願書）

第18条 規則第9条第2項の規定による恩赦出願期間短縮の願書は、できる限り恩赦出願期間短縮願書（様式第15号）によらせる。

（添付書類）

第19条 第17条の上申書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 恩赦出願期間短縮の願書
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 裁判書の謄本又は抄本
- (4) 刑期計算書又は刑執行証明書

（準用規定）

第20条 第5条第3項、第6条ただし書、第7条及び第13条の2第1項の規定は第17条第1項の上申について、第12条第2項の規定は恩赦出願期間短縮の願書出について、第11条の規定は前条第2号の戸籍の謄本又は抄本について、第8条及び第9条の規定は前条第4号の刑期計算書又は刑執行証明書について、それぞれ準用する。

（上申書類の編てつ順序）

第21条 上申書類の編てつ順序は、次のとおりとする。

- (1) 恩赦出願期間短縮上申書
- (2) 裁判書の謄本又は抄本
- (3) 刑期計算書又は刑執行証明書
- (4) 恩赦出願期間短縮の願書
- (5) 戸籍の謄本又は抄本
- (6) 情状に関する参考資料

附 則

この規程は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日法務省保恩訓第227号）

この訓令は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成7年2月24日法務省保恩訓第45号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日法務省保総訓第194号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日法務省保総訓第465号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成20年5月23日法務省保総訓第394号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日法務省保総訓第17号）

この訓令は、平成24年9月28日から施行する。

様式第1号（規則第1条の2第1項，第3条第1項，規程第4条第1項関係）

恩 赦 上 申 書 （ 甲 ）

（文 書 番 号）

年 月 日

中央更生保護審査会委員長

殿

上申者

次の者について，下記のとおり有罪の確定裁判があつたが，恩赦法施行規則の規定により，恩赦（ ）の上申をします。

1 氏 名 等

氏^{ふりがな}名

（ 年 月 日生）

職 業

本 籍

住 居

2 罪 名

3 刑名・刑期・金額

4 付 記

（用紙 日本工業規格 A 4）

様式第2号（規則第1条の2第2項，第3条第2項，規程第4条第2項関係）

恩 赦 上 申 書 （ 乙 ）

（文 書 番 号）

年 月 日

中央更生保護審査会委員長

殿

上申者

次の者について，下記のとおり有罪の確定裁判があつたが，恩赦法施行規則の規定により，
の意見を付して，恩赦（ ）の上申をします。

1 氏 名 等

ふりがな
氏 名

（ 年 月 日生）

職 業

本 籍

住 居

2 罪 名

3 刑名・刑期・金額

4 付 記

（用紙 日本工業規格 A 4）

裁判に関する調査書

1 氏名等

氏名 (年 月 日生)

職業

本籍

住居

2 裁判

言渡し裁判所

言渡し年月日

刑名・刑期・金額

3 罪となるべき事実の要旨

4 罪名・適条

本書は、判決原本が により したため、 によって、
作成したものである。

年 月 日

検察庁

検察官 検事

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第4号 (規則第2条第1項第2号, 第4条第1項第2号, 規程第8条前段関係)

刑 期 計 算 書

1 氏 名

2 言渡し裁判所

3 言渡し年月日

4 確定年月日

5 罪 名

6 刑名・刑期

(法定通算 日, 裁定算入 日)

7 刑 (執行猶予) の始期

8 刑 (執行猶予) の終期

9 刑の執行停止の年月日

10 仮釈放の年月日 (仮釈放施設)

11 備 考

上記のとおりである。

年 月 日

上申者

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第5号 (規則第2条第1項第2号, 第4条第1項第2号, 規程第8条後段関係)

刑 執 行 証 明 書

1 氏 名

2 言渡し裁判所

3 言渡し年月日

4 確定年月日

5 罪 名

6 刑名・金額

7 刑執行終了年月日

8 備 考

上記のとおり証明する。

年 月 日

検察庁

検察官 検 事

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第6号 (規程第9条関係)

刑 執 行 調 査 書

- 1 氏 名
- 2 言渡し裁判所
- 3 言渡し年月日
- 4 確定年月日
- 5 罪 名
- 6 刑名・刑期・金額

上記については、刑の執行に関する帳簿種類が により滅失したため、
によって、刑の執行を終えたものと認める。

年 月 日

検察庁

検察官 検 事

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第7号（規則第2条第1項第3号，第4条第1項第3号，規則第10条関係）

調 査 書			
1 氏名及び年齢	犯 時 上申時	年 年	月 月
2 心身の状況			
3 経歴及び行状			
4 家族の状況			
5 資産及び生計並びに将来の生計方針			
6 犯時の職業及び生活状況			
7 犯罪の動機，原因及び概要			
8 犯罪に関する参考事項			
9 被害者及び社会の感情			
10 その他参考となる事項			
11 総合所見			
上記のとおりである。 年 月 日 <div style="text-align: right;">上申者</div>			

（用紙 日本工業規格 A 4）

様式第8号（規則第9条第1項，規程第12条第1項関係）

<p>恩 赦 願 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>下記のとおり恩赦の出願をします。</p>			
ふりがな 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	職 業	
本 籍			
住 居			
言渡し裁判所			
言渡し年月日			
罪名・刑名・ 刑期・金額 及び犯数			
刑執行の状況			
恩赦の種類			
出願の理由			
添付書類	戸籍謄本（抄本）1通		
付 記			

（用紙 日本工業規格 A 4）

（文書番号）
年 月 日

中央更生保護審査会委員長 殿

上申者

恩赦上申後の事情の変更について（通知）
年 月 日付け 号をもって恩赦（ ）の上申をしました
（ 年 月 日生）に関して、恩赦上申後の事情の変更がありました
ので、下記のとおり報告します。

記

1 事情変更の内容

2 その他

様式第10号(規則第11条第3項, 規程第14条関係)

恩赦状交付通知書(甲)

(文書番号)

年 月 日

殿

保護観察所長

下記のとおり恩赦が行われ、恩赦状を交付したので、恩赦法施行規則第11条第3項の規定により、通知します。

1 氏名等

氏名 (年 月 日生)

本籍

住居

2 裁判等

言渡し裁判所

言渡し年月日

罪名

刑名・刑期・金額

仮釈放の年月日

3 恩赦

決定年月日

恩赦事項

恩赦状交付年月日

(用紙 日本工業規格A4)

恩赦状交付通知書(乙)

(文書番号)
年 月 日

裁判所 殿

保護観察所長

下記のとおり恩赦が行われ、恩赦状を交付したので、通知します。

1 氏名等

氏名 (年 月 日生)

本籍

住居

2 裁判

言渡し裁判所

言渡し年月日

罪名

刑名・刑期・金額

3 恩赦

決定年月日

恩赦事項

恩赦状交付年月日

恩赦状交付通知書(丙)

(文書番号)
年 月 日

地方更生保護委員会委員長 殿

保護観察所長

下記のとおり恩赦が行われ、恩赦状を交付したので、通知します。

1 氏名等

氏名

(年 月 日生)

本籍

住居

2 裁判

言渡し裁判所

言渡し年月日

罪名

刑名・刑期・金額

3 恩赦

決定年月日

恩赦事項

恩赦状交付年月日

4 参考

(仮釈放・保護観察の仮解除・婦人補導院からの仮退院) 決定日 年 月 日

様式第13号(規則第12条, 規程第16条関係)

恩赦状交付報告書

(文書番号)

年 月 日

法務大臣

殿

交付者

下記のとおり恩赦状を交付したので、報告します。

氏名	恩赦の種類	恩赦決定年月日	恩赦状交付年月日

様式第14号（規則第6条第5項，規程第17条第1項関係）

恩赦出願期間短縮上申書

(文書番号)

年 月 日

中央更生保護審査会委員長 殿

上申者

次の者について，下記のとおり有罪の確定裁判があったが，恩赦法施行規則第6条第5項の規定により，
の意見を付して，恩赦出願期間短縮の上申をします。

1 氏名等

ふりがな
氏名

(年 月 日生)

職業

本籍

住居

2 罪名

3 刑名・刑期・金額

4 意見

5 付記

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第15号 (規則第9条第2項, 規程第18条関係)

恩赦出願期間短縮願書

年 月 日

殿

氏 名

下記のとおり恩赦出願期間短縮の願い出をします。

ふりがな 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	職 業	
本 籍			
住 居			
言渡し裁判所			
言渡し年月日			
罪名・刑名・ 刑期・金額 及び犯数			
刑執行の状況			
恩赦の種類			
願い出の理由			
添付書類	戸籍謄本 (抄本) 1通		

(用紙 日本工業規格 A 4)